福島県吹奏楽コンクール実施規定

第１章　総　　則

（大会名称）

第１条　この大会は「福島県吹奏楽コンクール」という。

（実　施）

第２条　福島県吹奏楽コンクール（以下、県大会）は、各支部大会から推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年実施する。

（各支部大会）

第３条　選出母体たる支部大会は、次の通りとする。

（１）県北支部大会　　　　　　　（２）県南支部大会　　　　　　　（３）会津支部大会

（４）いわき支部大会　　　　　　（５）相双支部大会

（会場・日時）

第４条　実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会(以下、常任理事会)で決める。

２　常任理事会は、前年度の６月末日までに、実施会場及び日時を決める。

第２章　実施部門及び参加人員

（実施部門）

第５条　実施部門は次の通りとし、加盟団体は所属する一つの部門に参加できる。

（１）小学校の部　　（２）中学校の部　　　　　 （３）中学校小編成の部

（４）高等学校の部　（５）高等学校小編成の部 （６）大学の部　　　　（７）職場・一般の部

２　中学校の部と高等学校の部は、第一部と第二部に分けて実施する。

（参加人員）

第６条　各部門の参加人員は次の通りとする。

（１）小学校の部　…………………………　自　　　由

（２）中学校の部第一部　…………………　５０名以内

（３）中学校の部第二部　…………………　自　　　由

（４）中学校小編成の部　…………………　２５名以内

（５）高等学校の部第一部　………………　５５名以内

（６）高等学校の部第二部　………………　自　　　由

（７）高等学校小編成の部　………………　３０名以内

（８）大学の部　……………………………　５５名以内

（９）職場・一般の部　……………………　６５名以内

２　支部大会の参加申込人員を超えることはできない。指揮者は、この人員に含まれない。

第３章　資　　格

（参加資格）

第７条　参加資格は、福島県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に登録された団体で次の通りとする。

（１）小学校の部

　　　　団体構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。

（２）中学校の部・中学校小編成の部

　　　　団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。

　　　　（同一経営の学園内小学校の児童の参加は認める。小中一貫校の小学生の参加は認める。）

　　　　ただし、小編成の部への参加は前年度中学２年生以下の部員が２０名以内の団体、もしくは

各吹奏楽奏連盟に認められた団体とする。

（３）高等学校の部・高等学校小編成の部

　　　　団体構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

（同一経営の学園内小学校児童、中学校生徒、中高一貫校の中学生の参加は認める。）

　　　　ただし、小編成の部への参加は前年度高校２年生以下の部員が２５名以内の団体、もしくは各県吹奏楽連盟に認められた団体とする。

（４）大学の部

　　　　団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。

（同一経営の学園内小学校児童、中学校及び高校生の参加は認める。）

（５） 職場・一般の部

団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。だたし第３項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

２　加盟団体が、同一部門に重複して参加することは認めない。

３　同一奏者が、その年度内に二つ以上の団体に重複して参加することは認めない。

４　課題曲、自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

（指揮者）

第８条　指揮者の資格については制限しないが、課題曲、自由曲とも同一人が指揮をすること。

２　同一指揮者が、同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。ただし、大学、職場・一般の部を除く。

（入賞取消）

第９条　参加団体の資格に疑義があるときは、出場を停止または入賞取り消すことができる。

第４章　課題曲・自由曲及び演奏時間

（編　成）

第10条　課題曲は、スコアに指定された編成を尊重すること。

２　自由曲は、木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)、その他スコアに指定された編成で演奏すること。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープ、曲中のスキャット(声)は認める（歌詞は不可）。

（審　査）

第11条　参加団体は、課題曲１曲及び自由曲１曲を演奏して審査を受ける。組曲は１曲とみなす。ただし、小学校、中学校の部第二部及び高等学校の部第二部（以下、第二部）、中学校の部小編成の部及び高等学校小編成の部（以下、小編成）は、自由曲のみで審査を受ける。

（課題曲）

第12条　課題曲は、全日本吹奏楽連盟で決定されたその年のものを用いる。

（演奏曲目）

第13条　課題曲及び自由曲は、支部大会に用いたものとする。

（著作権）

第14条　著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで県大会に出場することは認めない。

（演奏時間）

第15条　演奏時間は、課題曲と自由曲を含めて１２分以内とする。ただし、小学校、第二部及び小編成の出場団体は、自由曲のみ７分以内とする。

２　演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。ただし、小学校、第二部及び、小編成は、自由曲の演奏開始から終了までの時間をいう。

（失　格）

第16条　演奏時間が、超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

（演奏順序）

第17条　演奏順序及び部門の順序は、その年の常任理事会で決定する。

第５章　表彰及び代表

（審査員）

第18条　審査員は、常任理事会で選出し、会長が委嘱する。

２　審査員は７名とする。

３　審査方法は、別に定める審査内規による。

（表　彰）

第19条　表彰は各部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

（代　表）

第20条　金賞受賞団体の中より次の数の団体を全日本吹奏楽コンクール東北大会(以下、東北大会)に推薦する。なお、東北大会の演奏順は、県代表団体責任者による「完全抽選」で決定する。

（１）小学校の部　………………………　３団体

（２）中学校の部(第一部)　……………　４団体

（３）中学校小編成の部　………………　３団体

（４）高等学校の部(第一部)　…………　４団体

（５）高等学校小編成の部　……………　２団体

（６）大学の部　…………………………　１団体

（７）職場・一般の部　…………………　２団体

２　前年度全日本吹奏楽コンクールで金賞を受賞した団体は、東北大会までシード団体として参加できる。

第６章　支部代表

（支部代表）

第21条　各支部は、県大会開催の２週間前以前に支部大会を実施し、各部門の代表団体を決定して、県事務局及び県大会開催支部に報告しなければならない。ただし大学の部、職場・一般の部は県大会実施団体数に満たない場合は支部大会を免除する。

（推薦団体）

第22条　各支部の各部門別の代表は、次の方法によって選出する。

（１）選出方法

　　　　県大会に各支部より選出する団体はシード団体を除き、当該年度の各支部大会の参加申込団体数を勘案して、第１回常任理事会で定める。ただし、参加申込団体数とは５月末日まで県事務局に参加申込書を提出した団体数をいう。ただし、第二部は支部大会のみの出場とする。

（シード団体）

第23条　前年度東北大会に出場した団体は、本年度の県大会に出場できる。だだし、支部大会にも出場しなければならない。

２　シードされた団体が出場を辞退した場合は、その支部の代表団体に補充することはできず、欠員としなければならない。

３　シード団体の県大会の出演順は、前年度の東北大会の審査結果を優先して支部で決める。

（参加費用）

第24条　県大会参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

第７章　その他

（共催・後援・協賛）

第25条　県大会実施に当って常任理事会が必要と認めた場合は、共催、後援、協賛団体を持つことができる。

２　共催、後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

（実行委員）

第26条　県大会の実行委員は、県事務局と主管支部の役員があたる。

（実施要項）

第27条　その他開催上の細目については、実行委員会が定める。

（改　定）

第28条　この規定は常任理事会の議により改定ができる。

付則　この規定は、平成　７年５月１６日より実施する。

　　　　この規定は、平成　８年５月１４日より改正実施する。

　　　　この規定は、平成１０年５月１２日より改正実施する。

　　　　この規定は、平成１２年２月２２日より改正実施する。

　　　　この規定は、平成１４年４月　１日より改正実施する。

　　　　この規定は、平成１５年４月　１日より改正実施する。

　　　　この規定は、平成１７年４月　１日より改正実施する。

　　　　この規程は、平成１９年６月　４日より改正実施する。

　　　　この規定は、平成２１年４月　１日より改正実施する。

　　　　この規定は、平成２２年４月　１日より改正実施する。

　　　　この規定は、平成２３年５月　８日より改定実施する。

　　　　この規定は、平成２５年４月　１日より改定実施する。

　　　　この規定は、平成２７年４月　１日より改定実施する。

　　　　この規定は、平成２８年４月　１日より改定実施する。

　　　　この規定は、平成２９年４月１９日より改定実施する。

　　　　この規定は、平成３１年４月１１日より改定実施する。

　　　　この規定は、令和　２年４月１３日より改定実施する。

　　　　この規定は、令和　３年６月　５日より改定実施する。

福島県吹奏楽コンクール審査内規

第１条　この内規は、福島県吹奏楽コンクール実施規定に基づき審査及び判定について定めるものである。

第２条　審査員は、課題曲と自由曲それぞれを『芸術性』･『技術性』を合わせて、２０点満点で評価する。評価点は、点数を加算して、総合点で審査する。

第３条　審査結果の処理は、会長から委嘱された県事務局と審査係によって処理する。

1. 審査処理は、審査員の評価に基づき各部門ごとに、金・銀・銅の３段階にグループ分けを行う。

ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は３:４:３を目安とする。

第５条　福島県代表の選出方法は、次のとおりとする。

（１）課題曲と自由曲との評価点数を加算して、総合点の高い団体を代表とする。

（２）（１）で決着つかない場合は、審査員の再投票で決める。

第６条　第５条による結果は、審査員の了承を得て、会長が賞を決める。

第７条　小学校、中学校、高等学校の部門ごとに優秀１団体と、大学、職場・一般の中から優秀１団体を選考して、福島県知事賞を贈る。

第８条　審査一覧表は、出演団体に送付する。

第９条　この内規は、理事会の議により、改定することができる。

付則

　入賞取消　第９条

　参加団体の資格に**疑義**があるときは、出場を停止または入賞取り消すことができる。

　　・疑義については、楽器をスタンド以外のものに載せて演奏したり、インフルエンザ等の流行性疾患の演奏者をコンクールやコンテストに出場させることが含まれています。